



事務連絡
令和2年7月30日

各 (都道府県
保健所設置市
特別区) 衛生主管部(局) 御中

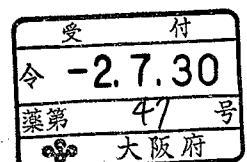
厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について(通知)」の訂正について

「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について(通知)」(令和2年7月8日付け薬生発0708第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)について、下記のとおり誤りがありましたので、別紙に差し替え訂正方よろしくお願いたします。

記

正	誤
<p>第1 改正の趣旨</p> <p>今般、国際連合事務総長より、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約(昭和39年条約第22号)第3条第7項の規定に基づき、2物質を附表Iに、また向精神薬に関する条約(平成2年条約第7号)第2条第7項の規定に基づき、<u>1物質を付表Iに、7物質を付表IIに、1物質を付表IVにそれぞれ追加することが決定された旨の通告があった。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第1 改正の趣旨</p> <p>今般、国際連合事務総長より、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約(昭和39年条約第22号)第3条第7項の規定に基づき、2物質を附表Iに、また向精神薬に関する条約(平成2年条約第7号)第2条第7項の規定に基づき、<u>9物質を付表IIに、それぞれ追加することが決定された旨の通告があった。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第2 改正の内容</p> <p>1 麻薬等指定政令の一部改正</p>	<p>第2 改正の内容</p> <p>1 麻薬等指定政令の一部改正</p>



正	誤
<p>(1) 次の10物質を新たに麻薬に指定した。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>※①②④⑤⑧⑨⑩：向精神薬に関する条約の付表Ⅱに追加</p> <p>③：向精神薬に関する条約の付表Ⅰに追加</p> <p>⑥⑦：千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の附表Ⅰに追加</p> <p>(2) 次の物質を新たに向精神薬に指定した。</p> <p>8-クロロ-6-(2-フルオロフェニル)-1-メチル-4H-[1, 2, 4]トリアゾロ[4, 3-a][1, 4]ベンゾジアゼピン及びその塩類</p> <p>※向精神薬に関する条約の付表Ⅳに追加</p>	<p>(1) 次の10物質を新たに麻薬に指定した。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>※①②③④⑤⑧⑨⑩：向精神薬に関する条約の付表Ⅱに追加 (新設)</p> <p>⑥⑦：千九百八十一年の麻薬に関する単一条約の附表Ⅰに追加</p> <p>(2) 次の物質を新たに向精神薬に指定した。</p> <p>8-クロロ-6-(2-フルオロフェニル)-1-メチル-4H-[1, 2, 4]トリアゾロ[4, 3-a][1, 4]ベンゾジアゼピン及びその塩類</p> <p>※向精神薬に関する条約の付表Ⅱに追加</p>
<p>2 施行期日 (略)</p>	<p>2 施行期日 (略)</p>

以上